

9月1日から10月31日までは「秋サケ密漁防止月間」です。

北海道も、秋の気配が感じられる季節となりました。

毎年この時期になると、本道の沿岸域には多くの秋サケが来遊し、産卵のために河川に遡上する姿が季節の風物詩としてよく見られるところです。

しかし、秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や内水面での密漁は毎年後を絶たず、取締機関による検挙者も多数いるところです。

このため、道では9月1日から10月31日までを「秋サケ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら巡回パトロールや指導取締り等を行うこととしています。

皆さんにおかれましても、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けたご理解とご協力をお願いします。

なお、密漁者を見つけた場合には最寄りの警察署や(総合)振興局水産課、漁協などに連絡して下さい。

注

意

!!

次の事項は、法令により禁止されており、違反した者は懲役3年以下、罰金200万円以下の罰則が適用されます。

- 内水面及びサケ・マス増殖河川の河口付近等の海面においてサケ・マスを採捕すること。
- 違反により採捕されたサケ・マス(卵を含む。)又はその製品の所持、販売すること。